

組織態勢及び利益相反対応に係る実務指針

1. 適用範囲および目的

本実務指針は、当社の業務運営に適用されるものとする。

2. 投資専門子会社の組織態勢

当社は、株式会社島根銀行（以下「島根銀行」という。）の子会社（投資専門子会社）として業務運営を行うことが、島根銀行について銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）その他法令違反が生じないよう、組織態勢の整備を要する。そのため、当社の業務運営に関し、以下の各号を遵守する。

- （i） 当社が島根銀行とは独立した実質的に異なる法人であることを確保すること。
- （ii） 当社取締役等の役員による実質的な経営判断を行うこと。
- （iii） 当社監査役により、島根銀行とは独立した実質的な監査を行うこと。
- （iv） 当社の取締役会議事録、稟議書等の内部書面を適切に作成し、管理すること。
- （V） 当社の取締役等の会社法その他の法令に基づく手続きを、島根銀行の手続きとは独立して履践すること。

また、当社は、以下の各場合において、以下の各項の規定を遵守するものとする。

（1）当社役員の一部が島根銀行の役職員を兼任する場合

（ア）島根銀行の取締役が当社役員を兼任する場合

可能な限り、島根銀行の取締役は、当社の取締役等の役員を兼任しないよう努める。

島根銀行の取締役の一部のみが、当社の取締役を兼任する場合には、当社の取締役全員を島根銀行との兼任取締役とするのではなく、一部は兼任でない取締役とする。

島根銀行の取締役が当社役員を兼任する場合でも、当該当社役員は、島根銀行とは独立した立場で、当社の役員としての職務に従事する。

（イ）島根銀行の従業員が当社役員を兼任する場合

島根銀行の従業員が当社の役員を兼任することには、上記（ア）の場合と比較して、大きな留意点はないものの、当該当社役員は、島根銀行とは独立した立場で、当社の役員としての職務に従事するものとする。

(ウ) 島根銀行の監査役が当社監査役を兼任する場合

島根銀行の監査役が当社監査役を兼任する場合でも、当該当社役員は、島根銀行とは独立した立場で、当社の役員としての職務に従事する。

(2) 当社の役員全員が島根銀行の役職員と兼任する場合

可能な限り、当社の役員には、島根銀行の役職員と兼任ではない、実質的にも常勤の役員および社外取締役を設置するものとする。

当社の役員全員が、島根銀行の役職員と兼任する場合であっても、当該当社役員は島根銀行とは独立した立場で、当社の役員としての職務に従事するものとする。

3. コンフリクト対応

当社は、業務運営において生じることのある利益相反に適切に対応すべく、以下の各項を遵守するものとする。

(1) 取引関係者間のコンフリクト対応

(ア) コンフリクトが生じ得る場合

当社は、事業運営において、以下の各号に定める場合には、利益相反が生じ得ることに留意するものとする。

- (i) 当社が対象会社の株式等の持分（以下「本持分」という。）を取得する場合に、島根銀行が本持分の売主の M&A アドバイザリーに就任する場合
- (ii) 当社が本持分を売却する場合に、島根銀行が本持分の買主候補（対象会社の役職員である場合（いわゆる MBO の場合）も含む）の M&A アドバイザリーに就任する場合

上記の場合、島根銀行が本持分の売主又は買主候補の一方の M&A アドバイザリーに就任する場合のほか、売主および買主候補の双方の M&A アドバイザリーに就任する場合にもコンフリクトが生じ得る。

また、島根銀行が本持分の売主または買主候補の M&A アドバイザリーに就任する場合で、島根銀行が、M&A アドバイザリー業務に関して、第三者の M&A 仲介業者と協業する場合にも利益相反が生じ得るほか、当該 M&A 仲介業者にもコンフリクトが生じ得ることに留意するものとし、この場合には、下記（イ）（iv）に定める対応を行う。

(イ) コンフリクトが生じ得る場合の対応

上記（ア）記載の場合、当社は以下の対応をとるものとする。

(i) パネルの設置

島根銀行および島根銀行の関連会社のいずれかが、特定の顧客（個人又は法人を問わない）に対して、顧客の利益に反する行為を行う可能性の有無を審査する、当社および島根銀行のフロント部門から独立した審査機関（パネル）を設置する。

(ii) ウォールの設定

利益相反が認められた場合、顧客サポートチームと顧客の利益に反する行為を行う可能性があるチームとの間の情報共有を遮断するため、第（2）号所定の措置を講じる。

(iii) 同意の取得

案件の受託に先立ち、顧客に対し案件の相手方に島根銀行および島根銀行の関連会社が関与しており、顧客の利益に反する行為を行う可能性がある旨を告知し、かかる行為に対する同意を記載した同意書を取得する。

(iv) M&A 仲介業者の利益相反对応状況の確認

島根銀行が、M&A アドバイザリー業務に関して、第三者の M&A 仲介業者と協業する場合には、上記（iii）の同意書の取得に際し、当該 M&A 仲介業者が関与することを含めて同意を取得し、また、可能な限り、当該 M&A 仲介業者における利益相反对応状況を確認（当該 M&A 仲介業者による顧客からの独自の同意書取得の有無の確認を含む）する。

(2) 当社内の利益相反对応（情報遮断）

上記（ア）記載の場合、上記（i）（ii）に基づくウォールの設定として、以下の対応を取るものとする。

(i) メール宛先又は CC にコンフリクト先の担当者を入れないこと

(ii) PC 及び関連ファイルの共有を行えないようにすること

(iii) 利益相反が生じる可能性のある案件移管する外部での会話を禁止すること

(iv) 関連文書等は、保管場所を別にし、施錠するなど、利益相反の担当者が当該関連文書等にアクセスできないようにしておくこと

(v) 案件の全チームメンバーから、情報管理に係る同意書を取得すること

付 則

本指針は、2025 年 4 月 15 日から施行する。